〇 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

	修正後		修正前
個人	人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	預貯。	金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の
		管理等	寺に関する法律
ョ 欠		欠	
第一章	総則(第一条・第二条)	第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	個人番号の利用による預貯金口座の管理(第三条―第七	第二章	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口
	条)		座の管理(第三条―第六条)
第三章	災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提	第三章 "	災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提
	供(第八条—第十条)	/11 -	供(第七条—第九条)
第四章	預金保険機構の業務の特例等(第十一条―第十七条)	第四章	預金保険機構の業務の特例等(第十条―第十六条)
第五章	雑則(第十八条—第三十一条)	第五章	雑則(第十七条—第二十九条)
第六章	罰則(第三十二条—第三十四条)	第六章	罰則(第三十条—第三十二条)
附 則		附 則	
第一	章総則	第一章	早 総則
第一条分	号)第二章に定めるデジタル社会(司法第二条に規定するデーこの法律は、デジタル社会形成基本法(令和三年法律第的)	第一条 この:	#二章に定めるデジタル社会(司法第二条に規定するデの法律は、デジタル社会形成基本法(令和三年法律第の法律は、デジタル社会形成基本法(令和三年法律第
ジタル社	ジタル社会をいう。)の形成についての基本理念にのっとり、個人	ジタル社会	云をいう。)の形成についての基本理念にのっとり、預貯

におけるより公正な給付と負担の確保に資することを目的とす貯金者の利益の保護を図りつつ、行政運営の効率化及び行政分野預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等により、預相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は

(定義)

る。

第二条 〔略〕

第二章 個人番号の利用による預貯金口座の管理

(金融機関に対する個人番号の提供等

7三条

① 金融機関は、預貯金契約(預貯金の受入れを内容とする契約を

いう。)の締結その他金融に関する取引(預貯金の払戻し

少額の

いう。)の締結その他主務省令で定める重要な取引を行おうとする

2

金融機関は

預貯金契約

(預貯金の受入れを内容とする契約を

保護を図ることを目的とする。
に応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めする制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めする制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めな者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関

(定義)

第二条 〔略〕

第二章 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯

(金融機関に対する申出等)

第三条 対し 関する法律 する場合には、 する個人番号をいう。 義人とする全ての (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に その旨の 預貯金者は (平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定 申出をすることができる。 主務省令で定めるところにより、 預貯金口座につ 特定の金 以下同じ。) 融機関 いて を利用して管理することを希望 が管理する当該預貯金者を名 当該金融機関が個人番 当該金融機関に

ない。 関は、 には、 他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定 律第二十七号) 関がこの法律の規定により個人番号(行政手続における特定の個 めるものを確認しなければならない。 本人特定事項 る方法により 同じ。)に対し、次に掲げる事項を説明した上で、主務省令で定め 人を識別するための番号の利用等に関する法律 取引その他の主務省令で定める取引を除く。)を行おうとする場合 を既に保有している者を除く。 当 預貯金者 一該預貯金者からその個人番号の提供を受けなければなら (氏名、 第二条第五項に規定する個人番号をいう。 当該預貯金者が本人であることを確認するため、 (預貯金者になろうとする者を含み、 住所及び生年月日をいう。 以下この条及び次条において この場合において (平成二十五年法 以下同じ。)その 当該金融機 以下同 金融機

ること。
一 当該金融機関が個人番号を利用して管理す一 当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての

十三号)第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調書三 当該預貯金者の個人番号は、所得税法(昭和四十年法律第三

場合には、預貯金者(預貯金者になろうとする者を含み、当該金融機関が個人番号を既に保有している者を除く。)に対し、次に掲述る事項を説明した上で、当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を既に保有している者を除く。)に対し、次に掲続らには、預貯金者(預貯金者になろうとする者を含み、当該金

情報の提供を受けることが可能となること。により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用

十三号)第二百二十五条第一項の規定による支払に関する調書当該預貯金者の個人番号は、所得税法(昭和四十年法律第三

るものであること。

立ちのであること。

情報の提供を受けることが可能となること。により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する四、災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用

3 当該預貯金者の個人番号の通知を受けたときは 定により当該預貯金者からその個人番号の提供を受けたものとみ ならない。 定事項を通知し られた金融機関は 前項の規定により預貯金者の個人番号の通知を受けるよう求め この場合におい 当該預貯金者の個人番号の 預金保険機構に対し、 7 当該金融機関が預金保険機構から 当該預貯金者の本人特 通知を求めなければ 第一 項後段の 規

[削る]

なす。

九条第一項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続に項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続に項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続にるものであること。

その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令 当該申出又は承諾をした預貯金者が本人であることを確認するた 規定による承諾をした場合には、 できる。 融機関は で定めるものを確認しなければならない。 金融機関 本人特定事項 は 当 該預貯金者に対し 第 (氏名、 項の申出を受けた場合又は預貯金者が前項 住所及び生年月日をいう。 主務省令で定める方法により、 個人番号の提供を求めることが この場合において 以 下 ·同じ。) \mathcal{O}

[新設]	第四条 金融機関は、預貯金者が前条第一項に規定する金融に関す
	(金融機関の免責)
省令で定めるもの	省令で定めるもの
四 その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務	三 その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務
けたときは、当該個人番号	
三 第三項後段の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受	二 当該預貯金者の個人番号
二 当該預貯金者の本人特定事項	一 当該預貯金者の本人特定事項
諾であるときは、当該他の特定の金融機関の名称	
関についての承諾かの別及び他の特定の金融機関についての承	
一 他の全ての金融機関についての承諾か又は他の特定の金融機	
	知しなければならない。
預金保険機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。	供を受けた場合には、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を通
6 金融機関は、預貯金者が前項の規定による承諾をした場合には、	4 金融機関は、第一項後段の規定により預貯金者の個人番号の提
るものとする。	
ついて承諾したときは、当該他の特定の金融機関の名称を確認す	
合において、金融機関は、当該預貯金者が他の特定の金融機関に	
することを承諾するかどうかを確認しなければならない。この場	
て当該他の全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理	
が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座につい	
号に掲げる事項を説明した上で、他の全ての又は特定の金融機関	
の規定による承諾をした場合には、当該預貯金者に対し、同項各	
5 金融機関は、第一項の申出を受けた場合又は預貯金者が第二項	[削る]

務の履行を拒むことができる。
確認に応じ、かつ、当該提供をするまでの間、当該取引に係る義同項後段の規定による提供をしないときは、当該預貯金者が当該

(個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する申出)

2 号に掲げる事項を説明した上で、 当該預貯金者が本人であることを確認するため、 けた場合には して主務省令で定めるものを確認しなければならない。 本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項と おい 項に規定する金融機関又は預金保険機構は、 て、 当該申出を受けた金融機関は、 当該申出をした預貯金者に対し、 主務省令で定める方法により、 当該預貯金者から個人 当該預貯金者の 第三条第 同項 の申 この -出を受 場合 項 各

金融機関が前項後段の規定により個人番号の提供を受ける場合に3 第三条第二項から第四項までの規定は、第一項の申出を受けた

番号の

提供を受けなけ

ればならない

(預金保険機構に対する申出)

第四条 機構は その旨の申出をすることができる。 場合には、 貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、 当該特定の金融機関 は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する 預貯金者は、 当該預貯金者が特定の金融機関について希望したときは、 主務省令で定めるところにより、 の名称を確認するものとする。 全ての又は特定の金融機関が管理する当該 この場合において、 預金保険機構に対し、 当該全ての 預金保険 又 預

2 貯金者に対 なければならない。 特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認 認するため、 める方法により、 預金保険機構は、 当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者 個 人番号の提供を求めることができる 当該申出をした預貯金者が本人であることを確 この場合において 前項の申出を受けた場合には、 預金保険機構は、 主務省令で定 当 該 預

〔新設〕

ついて準用する。

(預金保険機構による個人番号の通知)

第六条 第四項の規定による通知を受けた場合にあっては は前条第 する場合を含む 預金保険機構は、 項の申出を受けた場合には、 以下この項において同じ。)の規定による通知又 第三条第四項 (前条第三項において準用 全ての金融 当該通 機 関 知をし 第三 条

2 [略]

人特定事項を通知しなければならない。

融

機関を除く。)

に対

当該通知又は申

出

に係る預貯金者

 \mathcal{O}

\ \ \

3

略

(個人番号の利用による預貯金口座の管理)

第七条 場合を含む。)若しくは前条第三項の規定により個人番号の 受けた場合には、 供を受けた場合又は同条第三項 本 る預貯金者を名義人とする預貯金口座について、 人特定事項その他 金融機関は、 政令で定めるところにより、 預貯金の内容に関する事項であって主務省令 第三条第 項 (第五条第三項にお 後段の規定により個人番 当該個[.] 当該 V て準 預貯金者の 人番号に係 一用する 通知を 号の 提

、預金保険機構による個人番号の通知

関に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知しなければならな第一項の申出を受けた場合には、当該通知又は申出に係る金融機第五条 預金保険機構は、第三条第六項の規定による通知又は前条

3 2 る預貯金口座を管理しているときは、 預貯金者の か に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているかどう につい 前 預金保険機構は、 !項の規定による通知を受けた金融機関は、 て、 個 人番号を通 預金保険機構に対 前項の金融機関が当該預貯金者を名義人とす 知 しなけれ L 通 ばならない。 当該金融 知しなければならない。 当該本人特定事 機関に対し 当 該 項

(個人番号の利用による預貯金口座の管理)

第六条 項であって主務省令で定めるものを当該個人番号により検索する 当 供を受けた場合又は同条第四項若しくは前条第三項の て、 個人番号の通知を受けた場合には、 T該個 当該預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事 金融機関は、 人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口 第 三条第三項後段の規定により個人番号の 政令で定めるところにより、 規定により 座につ 提

[略] 2 [ることができる。	番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求め 番号	険機構に対し、同項に規定する預貯金者の本人特定事項及び個人 険機	第十条 第七条第一項の規定による管理をする金融機関は、預金保 第九条	預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保) (預	第八条・第九条 【略】 第七条・	の提供	第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報	[略] 3 [〜三 [略] 一〜	金者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。	省令で定めるところにより、当該預貯金口座について、当該預貯 令で	金融機関は、第一項の規定による管理を開始したときは、主務 2 金	に必要な措置を講じなければならない。	滅失又は毀損の防止その他の当該預貯金等情報の適切な管理のた	金融機関は、前項の規定により管理する預貯金等情報の漏えい、【新設】	なければならない。	いう。)を当該個人番号により検索することができる状態で管理し	で定めるもの (次項及び第二十一条において「預貯金等情報」と こと
[略]	ることができる。	番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求め	険機構に対し、同項に規定する預貯金者の本人特定事項及び個人	第六条第一項の規定による管理をする金融機関は、預金保	(預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保)	不· 第八条 【略】	の提供	第三章 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報	[略]		者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。	で定めるところにより、当該預貯金口座について、当該預貯金	金融機関は、前項の規定による管理を開始したときは、主務省			以			ことができる状態で管理しなければならない。

第四章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。第十一条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務

一 第六条第三項の規定による通知その他第二章の規定による業

務

- 二 第八条第三項の規定による通知その他前章の規定による業務
- 三 前二号における業務に附帯する業務

(預金保険法等の適用)

第十二条 は、 げる字句 合において、 この法律の規定によるほか、 は、 この法律により預金保険 それぞれ同 次 いの表の 上欄に掲げる同 ・表の下欄に掲げる字句とするほ 預金保険 機構の業務が行わ 法の 規定中同 法を適用する。 表 れる場合に の中 カュ -欄に掲 この 必要 場

					第十五条第五号	な技術的読替えは、
					事項	政令で定める。
<°)	規定による業務に係るものを除	座管理法」という。)第十一条の	和三年法律第 号。以下「口	金口座の管理等に関する法律(令	事項(個人番号の利用による預貯	める。

第四章 預金保険機構の業務の特例等

.預金保険機構の業務の特例)

ほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 第十条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務

0

第五条第三項の規定による通知その他第二章の規定による業

務

- 二 第七条第三項の規定による通知その他前章の規定による業務
- 三 前二号における業務に附帯する業務

. 預金保険法等の適用)

第 十一条 は、 げる字句 合において、 な技術的読替えは、 この法律 は、 この法律により預金保険機構 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、 次の表の の規定によるほか、 政令で定める。 上欄に掲げる同 預金保険法を適用する。 法の規定中同 0) 業務 が行われる場合 表 0 中 欄 この 必 に掲 場 要 に

					第
					第十五条第五号
					事項
一る業務に係	法」という。)	法律第	の管理等に	人番号の利	事項 (預貯
る業務に系るものを除く。	^。) 第十条の規定に	号。以下「口	管理等に関する法律(令和三年	利用による預貯金口	預貯金者の意思に基づく個
<i>ب</i>	 虎定によ	「口座管理	P和三年	金口座	座づく個

_			
	規定による業務以外	外	号
	業務及び口座管理法第十一条の	業務以	第百五十二条第三
	<°)		
	タル庁の所掌に係るものを除		
	規定による権限にあつては、デジ		
	て適用する第四十五条第二項の		
	条第一項の規定により読み替え		
	条第一項及び口座管理法第十二		
	の規定により適用する第三十六		項
	権限(口座管理法第十二条第一項	権限	第百三十九条第一
	規定による業務を		
	業務及び口座管理法第十一条の	業務を	第五十一条第二項
	[略]	[略]	[略]
	「格」 	「	

2 [略]

(業務の委託)

項及び第九条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る。)けて、金融機関に対し、第十一条の規定による業務(第八条第一第十三条 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受 | 対

第九条第一項の規定による求めの受付に係るものを除く。)の一部金融機関に対し、第十一条の規定による業務(第八条第一項及び2 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、

の全部又は一部を委託するものとする。

定による業務以外	外	号
業務及び口座管理法第十条の規	業務以	第百五十二条第三
<°		
タル庁の所掌に係るもの		
規定による権限にあつては、デジ		
て適用する第四十五条第二項		
条第一項の規定によ		
条第一項及び口		
の規定により適用する第三十六		項
権限(口座管理法第十一	権限	第百三十九条第一
定による業務を		
業務及び口座管	業務を	第五十一条第二項
[略]	[略]	[略]

2 [略]

(業務の委託)

全部又は一部を委託するものとする。
及び第八条第一項の規定による求めの受付に係るものに限る。)のけて、金融機関に対し、第十条の規定による業務(第七条第一項第十二条 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受

八条第一項の規定による求めの受付に係るものを除く。)の一部を金融機関に対し、第十条の規定による業務(第七条第一項及び第2 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、

を委託することができる。

3 • 4 [略]

(交付金)

十一条の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する第十四条 国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第

金額を交付することができる。

(借入金)

えを含む。)をすることができる。
内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ(借換必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、第十五条 預金保険機構は、第十一条の規定による業務を行うため

(手数料)

第十六条

預金保険機構は、

第七条第四項、

第八条第一項、

第九条

2 [略]

(内閣府令・財務省令への委任

委託することができる。

3 · 4 [略]

(交付金)

| 十条の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金第十三条| 国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、第

額を交付することができる。

(借入金)

内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ(借換要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、第十四条 預金保険機構は、第十条の規定による業務を行うため必

(手数料)

えを含む。)をすることができる。

2 [略]

(内閣府令・財務省令への委任)

第十七条 するため必要な事項は、 の規定による認可に関する申請の手続その他前三条の規定を実施 前三条に規定するもののほか、 内閣府令・財務省令で定める。 第十五条及び前条第二項

第五章 雑則

(特定金融機関の特例

第十八条 まで、 規定により個人番号の通知を受けた場合」とあるのは「場合」と 号及び第三号に」と、 定の適用については、 しない。 が定める金融機関をいう。)については、 第二十条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁 五条第三項において準用する場合を含む。)若しくは前条第三項の 第五条、 この場合において、 特定金融機関 第六条、第七条第四項及び前二章の規定は、 第三条第一 第七条第一 (その業務の内容その他の事情を勘案して 第三条第 項中 項中「次に」とあるのは「第 「場合又は同条第三項 項及び第七条第一 第三条第二項から 項の規 第四項 適用 (第

(連絡及び協力)

する。

第十九条 略

金融機関及び預金保険機構による通知等の方法)

第二十条

第三条第四

項

(第五条第三項において準用する場合を含

第十六条 するため必要な事項は、 の規定による認可に関する申請 前三条に規定するも 内閣府令 0 の手続その他前三条の規定を実施 0) ほか、 財務省令で定める。 第十四条及び前条第二項

第五章 雑則

(特定金融機関の特例)

第十七条 合」とする。 号に」と、 三項の規定により 定の適用については、 まで、第四条、 が定める金融機関をいう。)については、 第十九条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁 しない。この場合において、 特定金融機関 第六条第 第五条、第六条第三項及び前二章の規定は、 個人番号の通知を受けた場合」とあるのは 項 中 第三条第二項中「次に」とあるのは (その業務の内容その他の事情を勘案して 「場合又は同条第四項若しくは前条第 第三条第二項及び第六条第一 第三条第四項から 項の規 第六項 第二 適用 「場

(連絡及び協力)

第十八条 [略]

第十九条 第三条第六項 第五条 第七条第三項及び第四項並びに

(金融機関及び預金保険機構による通知等の方法)

る。 第四 の使用に ら電気通信回線を通じて相手方である預金保険機構又は金融機関 を含む。)及び入出力装置を含む。 に準ずる方法により一 又は預金保険機構の使用に係る電子計算機 の規定による求めは、 において準用する場合を含む。)、第七条第四項及び第十条第一項 項の規定による通知並びに第三条第三項前段 第六条、 係る電子計算機に送信することによって行うものとす 第八条第三項及び第四項並びに第九条第三項及び 主務省令で定めるところにより、 定の事項を確実に記録することができる物 以下この条において同じ。)か (磁気ディスク (これ (第五条第三項 金融機関

信情 報 提供 等 記録)

第二十一条 きは、 号を利用して管理されている預貯金口座に係る預貯金等情報の 供を求め 利用等に関する法律第二条第十四項に規定する行政機関 た日から主務省令で定める期間保存しなければならない。 当該預貯金等情報の提供を求めた金融機関又は提供をした金 法令の 次に掲げる事項に関する記録を作成し、 名称 規定に基づく手続において 又は金融機関から当該預貯金等情報の提供を受けたと 行政手続における特定の個人を識別するため 金融機関に対して個人番 当該記録を作成し の番号の の長等 提

 \equiv

融機関の

当該預貯金等情報の提供を求め

又は提供を受けた日時

当該預貯金者の氏名その他主務省令で定める事項

ことによって行うものとする。 確実に記録することができる物を含む。)及び入出力装置を含む。 子計算機 第八条第三項及び第四項の規定による通知並びに第三条第四 る預金保険機構又は金融機関の使用に係る電子計算機に送信する 以下この条において同じ。)から電気通信回線を通じて相手方であ 定めるところにより、 第六条第三項及び第九条第 (磁気ディスク 金融機関又は預金保険機構の使用に係る電 (これに準ずる方法により一定の事項を 一項の規定による求めは、 主務省令で 項、

〔新設〕

 \equiv

2 定は、 におい た場合における個 五十七号) 第二十九条第一 金融機関が前 (第三十 (第十六条第二項各号に掲げる者を除く。 適用しない て同じ 一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。 とあるのは 項の 人情報の保護に関する法律 行政機関の長等に対し預貯金等情報を提供し 項の規定の適用については、 「第三者」 とし (平成十 同項ただし書の規 以下この条及び次 五. 同項中「第 年法律第

第二十二条・第二十三条 〔略〕

(是正命令)

第一 用する場合を含む。) 項前段若しくは第四項 正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 反していると認めるときは、 二項若しくは第三項 一十四条 (第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 (第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 行政庁は、 第五条第二項 第八条第四項又は第九条第四項の規定に違 金融機関がその業務に関して第三条第 (これらの規定を第五条第三項において準 当該金融機関に対し、当該違反を是 第六条第二項 第七条第 第二 第 項

第二十五条~第三十一条 〔略〕

第六章 罰則

第二十条・第二十一条 〔略〕

(是正命令)

第一 項前段、 二項、 な措置をとるべきことを命ずることができる。 めるときは、 十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第 (第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 十二条 第七条第四項又は第八条第四項の規定に違反していると認 第五項若しくは第六項、 行政庁は、 当該金融機関に対し、 金融機関がその業務に関して第三条第二項 第五条第二項、 当該違反を是正するため必 第六条第一 項 第三

第六章 罰則

第一

一十三条~第二十九条

略

—

し、又はこれを併科する。 為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

- は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 一 第二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又
- くは虚偽の答弁をしたとき。
 忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若し二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

第三十四条 〔略〕

処する。

附 則

(施行期日)

る規定は、当該各号に定める日から施行する。 において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げ第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内

第九条及び第十条の規定 公布の日項、第二十九条及び第三十一条並びに次条から附則第四条まで、一 第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第二十八条第一

をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為

第二十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は又はこれを併科する。

虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若し一 第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

くは虚偽の答弁をしたとき。

該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に第三十一条 第二十二条の規定による命令に違反した場合には、当

第三十二条 〔略〕

処する。

附則

(施行期日)

| る規定は、当該各号に定める日から施行する。| において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げ||第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内

第九条及び第十条の規定 公布の日項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第二十六条第一

一 〔略〕

(準備行為)

備に必要な準備行為をすることができる。いても、第二十条の規定による送信に使用する情報システムの整第二条 金融機関及び預金保険機構は、この法律の施行の日前にお

(経過措置)

庁令・ 庁 とあるの 及び第二十九条の規定 に掲げる規定の施 済産業省令」とする とあるのは 財務省令 附則第 は 「内閣府令・ 一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号 「内閣 厚生労働省令· 行 0 府本府」 0 日 財務省令・ 適用については、 の前日までの間における第十二条第 と 農林水産省令・ 厚生労働省令· 同条中 同項の表中 「内閣府令・ 経済産業省令」 農林水産省令 「デジタル デジタル 項

- 2 0 による」とあるの 五条の規定の 日 附 則 \mathcal{O} 第 前日までの間における第十二条第 条第一号に掲げる規定の施行の 適 用に は、 ついては、 「附則第二条の規定による準備行為に関する」 これらの規定中 項 日からこの法 第十四条及び第十 「第十一条の規定 律の 施行
- 3 律 等 附 0 附 迅速か]則第 則 第 条第 条第 つ確実な実施の 三号に掲げる規定の施 号に掲げる規定の施行 ための預貯 金口 行 0 0 座の 日 日 から公的給付の \mathcal{O} 登 前 録等に関 日 ま で 0 はする法 間 支給 に お

二 [略]

準

-備行為

第二条 備に必要な準備行為をすることができる。 いても、 金融機関及び預金保険機構は、 第十九条の規定による送信に使用する情報シ この 法 律 上の施行 ステムの 0 日 前 に 整 お

(経過措置)

第三条 とあるのは「内閣府令・ 経済産業省令」とする。 庁令・財務省令・ 及び第二十七条の規定の適用に 庁」とあるのは に掲げる規定の 附則第一条第一 施行の 「内閣府 厚生労働省令· H 号に掲げる規定の施行の日 財務省令・厚生労働省令・農林水産省令 の前日 本府」 にまでの と ついては、 農林水産省令・ 同条中 間における第十 同項の表中 「内閣府令・ 経済産業省令 から同条第二号 「デジタル デジタル 項

- 2 とする。 四条の規定の適用については、 0) よる」とあるのは、 日の 附則第一 前日までの間における第十 条第一 号に掲げる規定の 「附則第二条の規定による準 これらの規定中 一条第 施行の日 項 からこの法律 第十三条及び第十 ・ 備行為に関する」 「第十条の規定に 0) 施 行
- 3 等の 律 附則第 附則第一 、迅速か 条第一 条第三号に掲げる規 つ確実な実施の 号に掲げる規定の施行の日 ため 定 0 預 0 施行 貯金口座 0 日 \mathcal{O} 0 から公的給付の支給 前 登 録 日 ま 等に関 いでの 間 ける法 に お

行為に関する」とする。第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による進備ける第十二条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条

第四条・第五条 〔略〕

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

個

人番号の

号) る法律(令和三年法律第貯金口座の管理等に関す

管理等に関す の規定により都道府県が処理するこ利用による預 この法律 (第二十八条第二項を除く。)

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を

別表第一の十三の二の項の次に次のように加える。

次のように改正する。

十三の三 預金保険機構

個人番号の利用による預貯金口座の

号)による同法第三条第三項管理等に関する法律(令和三年法律第

(第五条第三項において準用する場

第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備ける第十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条

第四条・第五条 〔略〕

行為に関する」とする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

個人番号の利用による預 の預貯金者の意思に基づく こ

6る預|の規定により都道府県が処理するこ4づく|この法律(第二十六条第二項を除く。)

貯金口座の管理等に関す ととされている事務

る法律(令和三年法律第

号)

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を

次のように改正する。

別表第一の十三の二の項の次に次のように加える。

十三の三 預金保険機構

預貯金者の意思に基づく個人番号の

利用による預貯金口座の管理等に関

する法律 (令和三年法律第 号)

による同法第三条第四項、第五条第二

	(为閣府設置生の一部攻正)
第九条 〔略〕	第九条 〔略〕
	0
は情報の提供に関する事務であ	務であって主務省令で定めるも
理等に関する法律による通知又	通知又は情報の提供に関する事
	座の管理等に関する法律による
百二 預金保険機構 預貯金者の意思に基づく個人番	百二 預金保険機構 個人番号の利用による預貯金口
別表第一に次のように加える。	別表第一に次のように加える。
律(令和三年法律第 号)第六条第一項」を加える。	号)第七条第一項」を加える。
思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法	用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第
第九条第四項中「第四条の三第一項」の下に「、	第九条第四項中「第四条の三第一項」の下に「、個人番号の利
等に関する法律の一部を次のように改正する。	等に関する法律の一部を次のように改正する。
第八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	第八条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
関する法律の一部改正)	関する法律の一部改正)
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
	省令で定めるもの
あつて総務省令で定めるもの	報の提供に関する事務であつて総務
定による情報の提供に関する事務で	は同法第十条第一項の規定による情
項の通知又は同法第九条第一項の規	三項若しくは第九条第三項の通知又
項、第七条第三項若しくは第八条第三	 合を含む。)、第六条第三項、第八条第

ように改正する。 第十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次の

第四条第三項第四十一号の三の次に次の一号を加える。

(他省の所掌に属するものを除く。)。 預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に関すること利用による預貯金口座の管理及び災害時又は相続時における お注律 (令和三年法律第 号)の規定による個人番号の四十一の四 個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関す

第十一条 〔略〕

(デジタル庁設置法の一部改正)

第十二条 デジタル庁設置法(令和三年法律第 号)の一

次のように改正する。

号を第十五号とし、 二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号イ及びハ中 第五号の次に次の一号を加える。 第十六号を同項第十七号とし、 十四号」を「第十五号」に改め、 「第十八号イ」に改め、 第四条第二項中第二十二号を第二十三号とし、 第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、 同号を同項第十六号とし、 同項第十五号中 同号を同項第十八号とし、 「第十七号イ」 第十八号から第 同項中第十四 同項 「第 を

六 個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

第十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次の

に属するものを除く。)。 に属するものを除く。)。 に関する情報の提供に関する制度に関すること (他省の所掌門金口座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座の規定による預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預別の出一の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預第四条第三項第四十一号の三の次に次の一号を加える。

第十一条 〔略〕

(デジタル庁設置法の一部改正)

第十二条 デジタル庁設置法(令和三年法律第 号)の一

部

を

次のように改正する。

部を

第五号の次に次の一号を加える。第五号の次に次の一号を加える。第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号とし、第十五号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第十七号イ」を「第十五号とし、第六号 とし、同項第十五号中「第十七号イ」を「第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号イ及びハ中「第第五号の次に次の一号を加える。

六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金

口座

するものを除く。)。 (令和三年法律第 号)の規定による個人番号の利用による(令和三年法律第 号)の規定による個人番号の利用による

するものを除く。)。 「情報の提供に関する制度に関すること(他の府省の所掌に属座の管理及び災害時又は相続時における預貯金口座に関する座の管理をび災害時又は相続時における預貯金口座に関するの管理等に関する法律(令和三年法律第 号)の規定に